の 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、 部を改正する件 基礎係数、 機能評価係数Ⅰ、 機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数

## ○厚生労働省告示第三百二十六号

三号) る。 + 厚生労働大臣 が 匹 指定する 診 年 療 別表 報酬 厚 生 一労働 病 4 の算定方法 が 院 か : 定 め 省告示第百六十五号)の一 5  $\mathcal{O}$ 別 病 る病 棟に 表 6 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号)第一号ただし書並びに厚生労働大臣 院、 まで及 おける療養 基 空礎係数 グび別表 に 20 要する費用 機能 の規定に基 部を次の表のように改正 評価 係数I、  $\mathcal{O}$ 一づき、 額  $\mathcal{O}$ 算定方法 機能評 厚生労働大臣 :価係数 (平成二十年 Ļ II 令和三年 が指定する病 及び激変緩 厚生労働 九月一 和 院 係数 省告 日か  $\mathcal{O}$ 病 ら適用さ 棟 示 平 並 第 成二 び 九 す に +

令和三年八月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

(器)	31312	(略)		別表第三	
	削除		都道府県	基礎係数	
	削除				
			病	1. (	
			妤	1. 0404	改正後
	削除		機能評価係数Ⅱ 激変緩和係数		
			激変緩和係		
	削除 31		数	 	
(昭各)	31312 福岡	(略)	都道府県	別表第三基礎	
			府県	基礎係数	
	神代病院		涛		
			院	1. 0404	改正前
	<u>0. 0672</u>		機能評価係数Ⅱ		
	<u>0.0000</u>		機能評価係数Ⅱ 激変緩和係数		

(傍線部分は改正部分)